

第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、平成23年度末までに公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、883件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件713件、仲裁事件1件、裁定事件161件（責任裁定事件100件、原因裁定事件61件）及び義務履行勧告申出事件5件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件712件、仲裁事件1件、裁定事件117件（責任裁定事件78件、原因裁定事件39件）及び義務履行勧告申出事件5件の計838件である（表1-2-1、付録1（109ページ）参照）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰藉料額等変更申請を処理している（詳細については本章第1節1（3）（12ページ）参照）。

表 1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

区分 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和																			
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成 元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
計	3	3		713	712		1	1		161 (61)	117 (39)		5	5			883	838	

(単位：件)

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

2 平成8年度の「調停」の受付件数には、分離事件が2件含まれている。

3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。

4 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が平成23年度までに553件係属した(表1-2-4参照)。

(資料) 公害等調整委員会事務局

第1節 平成23年度に係属した調停事件

平成23年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、5件であり、これに前年度から繰り越された1件を加えた計6件が23年度に係属し、このうち1件が24年度に繰り越された。また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰謝料額等変更申請は、前年度から繰り越された3件に新たに受け付けた4件を加えた7件が23年度に係属した。このうち5件が23年度中に終結し、残り2件が24年度に繰り越された。

1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

(1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等の内容とする調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表1-2-6参照）。（注）

申請は、昭和46年12月24日以降平成23年度末までに617件（患者数1,553人）となっている（表1-2-2）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年9月1日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表1-2-3）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰謝料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰謝料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

(2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、平成23年度末までに53次にわたる調停を実施し、606件（患者数1,463人）について調停が成立した（表1-2-2）。

(3) 慰藉料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとする。」という条項がある（表1-2-6、「(4)調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰藉料額等変更申請を、平成23年度末までに553件受け付け、551件処理した。23年度中に新たに受け付けた申請は4件で、このうち2件が24年度に繰り越された（表1-2-4、表1-2-5）。

(4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰藉料等の金額が異なること、第3項及び第4項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰藉料等の金額が異なること、第5項（家族の慰藉料支払）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である（表1-2-6）。

[Bランク調停調書の例]

平成〇年（調）第〇号	
調 停 調 書	
（申請人の住所・氏名）	
大阪市北区中之島3丁目6番32号	
被申請人	チッソ株式会社
上記代表者代表取締役	（ 氏 名 ）
上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、平成〇年〇月〇日〇時〇分水俣市〇〇会議室において	
調停委員長	（ 氏 名 ）
調 停 委 員	（ 氏 名 ）
調 停 委 員	（ 氏 名 ）
列席し第1回調停期日を開いた。	
申 請 人	（ 氏 名 ）
被申請人代理人	（ 氏 名 ） 各出頭
上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。	
申請人が調停を求めた事項	
申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったので、これに関する紛争の一切を早期円満に解決するため、妥当な賠償金の支払を含む適切な調停を求めるというにある。	
当委員会は、双方の主張、意見等を検討し、事実の調査をした上、申請人に対し、その精神的苦痛のほか、今後の治療費、過去及び将来の逸失利益、症状とその経過、年齢、職業、収入、その他諸般の事情を斟酌して、慰藉料の支払その他の給付をさせる調停案を作成し、調停を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。	
当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名押印した。	

申請人 (氏名) 印
 被申請人代理人 (氏名) 印
 平成○年○月○日
 公害等調整委員会調停委員会
 調停委員長 (氏名) 印
 調停委員 (氏名) 印
 調停委員 (氏名) 印
 公害等調整委員会事務局
 審査官 (氏名) 印
 調停条項

- 1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員の支払をすること。
 - (1) 申請人本人に対する慰藉料金1,700万円及びこれに対する昭和○年○月○日（以下「認定申請日」という。）以降平成○年○月○日まで、内金1,600万円に対する同月○日以降同年○月○日まで、内金1,100万円に対する同月○日以降同年○月○日まで、内金600万円に対する同月○日以降同年○月○日まで、内金100万円に対する同月○日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金
 その支払方法は、元金内金100万円については平成○年○月○日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年○月○日及び同年○月○日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年○月○日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当することとし、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当することとし、前記元金及び遅延損害金の残額については、平成○年○月○日限り申請人方に送金して支払うこと。
 - (2) 治療費
 認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額
 - (3) 介護費
 認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額
 - (4) 特別調整手当
 平成○年○月○日以降1月につき金9万1,000円の割合による額（平成24年3月現在）
 その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払うこと。ただし、平成○年○月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当するものとする。
 - (5) 葬祭料
 患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金54万3,000円（平成24年3月現在）
 その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払うこと。
- 2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、平成○年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。
- 上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。
- 3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとする。
- 4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を申請時から支払うものとする。
- 5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母について申請人の水俣病罹患による同人らの慰藉料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができるもの

とすること。

- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母について、申請人の水俣病罹患による同人らの慰藉料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとすること。
- 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰藉料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰藉料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとすること。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努めること。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行すること。
- 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努めること。
- 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とすること。

表 1－2－2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

区 分 年 度		受付		終 結		未 済	
		件 数	患者数	件 数	患者数	件 数	患者数
昭 和	46	4 件	31 人	0 件	0 人	4 件	31 人
	47	11	147	0	0 (3)	15	175
	48	25	193	10 (1)	106 (1)	29	261
	49	8	28	21	172	16	117
	50	42	259	24	253 (1)	34	122
	51	54	117	40	131 (1)	48	107
	52	62	206	32 (1)	86 (1)	77	226
	53	41	112	71 (8)	161 (81)	39	96
	54	48	72	34	86 (1)	53	81
	55	34	43	49	71	38	53
	56	43	49	33	48	48	54
	57	48	62	40	45	56	71
	58	42	54	45 (1)	55 (1)	52	69
	59	31	41	40	53	43	57
	60	31	39	38	49	36	47
	61	31	38	44	57	23	28
	62	21	21	28	33	16	16
	63	14	14	18	18	12	12
平 成	元	5	5	12	12	5	5
	2	13	13	9	9	9	9
	3	2	2	10	10	1	1
	4	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1
	6	0	0	1	1	0	0
	7	0	0	0	0	0	0
	8	0	0	0	0	0	0
	9	0	0	0	0	0	0
	10	0	0	0	0	0	0
	11	0	0	0	0	0	0
	12	2	2	1	1	1	1
	13	0	0	1	1	0	0
	14	0	0	0	0	0	0
	15	0	0	0	0	0	0
	16	0	0	0	0	0	0
	17	0	0	0	0	0	0
	18	0	0	0	0	0	0
	19	1	1	1	1	0	0
	20	0	0	0	0	0	0
	21	0	0	0	0	0	0
	22	2	2	2	2	0	0
	23	0	0	0	0	0	0
計		617	1, 553	606 (11)	1, 463 (90)		

(注) () 内は取下げ等の外数である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1－2－3 年度別水俣病認定患者数

区 分 年 度		認 定 機 関 別 認 定 患 者 数			
		合 計	環 境 省	熊 本 県	鹿 児 島 県
昭 和	31～ 45	121 人	人	116 人	5 人
	46	60		58	2
	47	216		204	12
	48	358		292	66
	49	44		29	15
	50	161		146	15
	51	148		109	39
	52	240		196	44
	53	175		125	50
	54	143	1	115	27
	55	71	5	43	23
	56	77	3	54	20
	57	95	10	66	19
	58	68	1	45	22
	59	67	5	36	26
	60	54	0	29	25
	61	60	1	43	16
	62	40	3	15	22
	63	19	1	6	12
平 成	元	13	1	1	11
	2	18	0	7	11
	3	4	1	0	3
	4	3	0	1	2
	5	1	0	1	0
	6	1	0	1	0
	7	3	0	3	0
	8	2	0	1	1
	9	0	0	0	0
	10	0	0	0	0
	11	2	0	1	1
	12	1	0	0	1
	13	0	0	0	0
	14	0	0	0	0
	15	0	0	0	0
	16	0	0	0	0
	17	0	0	0	0
	18	1	0	1	0
	19	2	0	2	0
	20	1	0	0	1
	21	2	0	2	0
	22	0	0	0	0
	23	2	0	2	0
計		2, 273	32	1, 750	491

- (注) 1 昭和31～45年度の期間は、昭和31年12月1日～46年3月31日である。
 2 昭和31～45年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人(熊本県44人、鹿児島県1人)を含む。

(資料) 環境省

表 1－2－4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件関連の
慰藉料額等変更申請の処理件数

年 度 \ 区 分		受 付	終 結	未 済
昭 和	49	13 件	0 件	13 件
	50	13	0	26
	51	8	12	22
	52	42	12	52
	53	46	10	88
	54	15	33	70
	55	22	49	43
	56	29	33	39
	57	39	30	48
	58	29	39	38
	59	25	31	32
	60	23	31	24
	61	33	28	29
	62	22	34	17
平 成	63	18	22	13
	元	14	15	12
	2	14	19	7
	3	18	13	12
	4	15	18	9
	5	21	17	13
	6	9	13	9
	7	11	11	9
	8	7	10	6
	9	10	10	6
	10	5	8	3
	11	7	5	5
	12	7	5	7
	13	2	7	2
	14	0	2	0
	15	1	1	0
	16	4	0	4
	17	4	6	2
	18	9	8	3
	19	5	5	3
	20	2	3	2
	21	4	3	3
	22	3	3	3
	23	4	5	2
計		553	551	

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1－2－5 平成23年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件関連の
慰藉料額等変更申請一覧

事 件 番 号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
62年（調）第16号	平 成 22.11.12	平 成 23. 6.30
52年（調）第 8号	22.11.26	23. 6.30
58年（調）第 7号	22.12.27	23. 6.30
57年（調）第 3号	23. 4. 1	23.12.15
52年（調）第 8号	23. 4.11	23.12.15
59年（調）第15号	23. 9.14	計 5 件
53年（調）第 6号	23.10.17	
計 7 件（うち平成23年度受付 4 件）		

（資料）公害等調整委員会事務局

表 1－2－6 水俣病ランク別補償額等一覧

項 目 \ 区 分	A ラ ン ク	B ラ ン ク	C ラ ン ク	備 考
1 慰 藉 料	1, 8 0 0 万円	1, 7 0 0 万円	1, 6 0 0 万円	水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金
2 治 療 費	昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの（旧）特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給
3 介 護 手 当	昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの（旧）特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同 上
4 特別調整 手 当				(1) 2年ごとに物価スライド（ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改訂） (2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給
昭和 48. 4. 27～				
49. 5. 31	6 万 円／月	3 万 円／月	2 万 円／月	
49. 6. 1～				
50. 5. 31	7 万 円／月	3 万 5, 0 0 0 円／月	2 万 4, 0 0 0 円／月	
50. 6. 1～				
51. 5. 31	8 万 5, 0 0 0 円／月	4 万 3, 0 0 0 円／月	3 万 円／月	
51. 6. 1～				
52. 5. 31	9 万 4, 0 0 0 円／月	4 万 8, 0 0 0 円／月	3 万 4, 0 0 0 円／月	
52. 6. 1～				
53. 5. 31	1 0 万 2, 0 0 0 円／月	5 万 2, 0 0 0 円／月	3 万 7, 0 0 0 円／月	
53. 6. 1～				
54. 5. 31	1 1 万 円／月	5 万 6, 0 0 0 円／月	4 万 円／月	
54. 6. 1～				
56. 5. 31	1 1 万 4, 0 0 0 円／月	5 万 8, 0 0 0 円／月	4 万 2, 0 0 0 円／月	
56. 6. 1～				
58. 5. 31	1 2 万 9, 0 0 0 円／月	6 万 6, 0 0 0 円／月	4 万 8, 0 0 0 円／月	
58. 6. 1～				
60. 5. 31	1 3 万 5, 0 0 0 円／月	6 万 9, 0 0 0 円／月	5 万 1, 0 0 0 円／月	
60. 6. 1～				
62. 5. 31	1 4 万 2, 0 0 0 円／月	7 万 3, 0 0 0 円／月	5 万 4, 0 0 0 円／月	
62. 6. 1～				
平成 元 . 5. 31	1 4 万 5, 0 0 0 円／月	7 万 5, 0 0 0 円／月	5 万 5, 0 0 0 円／月	
元 . 6. 1～				
3. 5. 31	1 4 万 6, 0 0 0 円／月	7 万 6, 0 0 0 円／月	5 万 6, 0 0 0 円／月	
3. 6. 1～				
5. 5. 31	1 5 万 7, 0 0 0 円／月	8 万 2, 0 0 0 円／月	6 万 円／月	
5. 6. 1～				
7. 5. 31	1 6 万 5, 0 0 0 円／月	8 万 6, 0 0 0 円／月	6 万 3, 0 0 0 円／月	
7. 6. 1～				
9. 5. 31	1 6 万 8, 0 0 0 円／月	8 万 8, 0 0 0 円／月	6 万 5, 0 0 0 円／月	
9. 6. 1～				
11. 5. 31	1 6 万 9, 0 0 0 円／月	8 万 9, 0 0 0 円／月	6 万 6, 0 0 0 円／月	
11. 6. 1～				
13. 5. 31	1 7 万 3, 0 0 0 円／月	9 万 1, 0 0 0 円／月	6 万 8, 0 0 0 円／月	
13. 6. 1～				
15. 5. 31	1 7 万 2, 0 0 0 円／月	9 万 1, 0 0 0 円／月	6 万 8, 0 0 0 円／月	
15. 6. 1～				
17. 5. 31	1 7 万 円／月	9 万 円／月	6 万 7, 0 0 0 円／月	
17. 6. 1～				
19. 5. 31	1 7 万 円／月	9 万 円／月	6 万 7, 0 0 0 円／月	
19. 6. 1～				
21. 5. 31	1 7 万 円／月	9 万 円／月	6 万 7, 0 0 0 円／月	
21. 6. 1～				
23. 5. 31	1 7 万 3, 0 0 0 円／月	9 万 2, 0 0 0 円／月	6 万 8, 0 0 0 円／月	
23. 6. 1～				
25. 5. 31	1 7 万 1, 0 0 0 円／月	9 万 1, 0 0 0 円／月	6 万 8, 0 0 0 円／月	

（注）上記表中「（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号）」は「（旧）特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）」は「補償法」とそれぞれ略称した。

項 目	区 分	A ラ ン ク	B ラ ン ク	C ラ ン ク	備 考
5 葬 祭 料	期 間 金 額				(1) 4の備考(1)に 同じ (2) 死亡時の金額を葬 祭の主宰者に支給
	昭和49. 5. 31まで			20万 円	
	49. 6. 1 ～	50. 5. 31	23万3,000円		
	50. 6. 1 ～	51. 5. 31	28万3,000円		
	51. 6. 1 ～	52. 5. 31	31万3,000円		
	52. 6. 1 ～	53. 5. 31	33万9,000円		
	53. 6. 1 ～	54. 5. 31	36万4,000円		
	54. 6. 1 ～	56. 5. 31	37万5,000円		
	56. 6. 1 ～	58. 5. 31	42万2,000円		
	58. 6. 1 ～	60. 5. 31	44万1,000円		
	60. 6. 1 ～	62. 5. 31	46万3,000円		
	62. 6. 1 ～	平成 元. 5. 31	47万1,000円		
	平成 元. 6. 1 ～	3. 5. 31	47万4,000円		
	3. 6. 1 ～	5. 5. 31	50万8,000円		
	5. 6. 1 ～	7. 5. 31	53万3,000円		
	7. 6. 1 ～	9. 5. 31	54万3,000円		
	9. 6. 1 ～	11. 5. 31	54万5,000円		
	11. 6. 1 ～	13. 5. 31	55万7,000円		
	13. 6. 1 ～	15. 5. 31	55万4,000円		
	15. 6. 1 ～	17. 5. 31	54万6,000円		
	17. 6. 1 ～	19. 5. 31	54万4,000円		
	19. 6. 1 ～	21. 5. 31	54万2,000円		
	21. 6. 1 ～	23. 5. 31	54万9,000円		
23. 6. 1 ～	25. 5. 31	54万3,000円			
6 症 状 の 見 直 し		将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とする ような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1 及び4の金額の変更を申請することができる。			
7 近親者の 慰 藉 料	配偶者等の慰藉料につき、その存否及び金額の決定を、 調停委員会に申請できる。				
	上記6により、金額の変更があったとき、左の申請がで きる。				
8 申請人が 水俣病に より死亡 したとき の慰藉料	相続人等は、死亡者本人及び自己の慰藉料につき、調停委員会に対し、その存否及び 金額の決定の申請をすることができる。				
9 患者・家 族の福祉 対 策	チッソ株式会社は収容施設の整備拡充、治療及び訓練、授産及び職業のあっせん等の 方策を講ずることにより、患者及びその家族の福祉増進に寄与するよう努める。				
10 公害防止 対 策	チッソ株式会社は水俣湾浄化対策を含めた原状回復措置についての具体的方策の早期 実現に努め、これについての責任を負担するとともに、既に締結された公害防止協定 は、誠実にこれを遵守履行する。				
11 調停手続 費 用	チッソ株式会社の負担				

(資料) 公害等調整委員会事務局

2 成田国際空港航空機騒音調停申請事件

（平成21年（調）第5号事件）

（1）事件の概要

平成21年7月17日、茨城県の住民ら48人から、空港会社を相手方（被申請人）として調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、航空機の騒音によって静かな生活環境を破壊され、長年迷惑をかけられているとして、被申請人に対し、①航空機による騒音が暗騒音レベル（30dB）を超えないこと、②申請人の居住地区での上空飛行を差し止めること、③損害賠償金を支払うことなどを求めるものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、8回の調停期日を開催するとともに、現地調査を実施するなど手続を進めたものの、平成23年5月11日、調停委員会は、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、公害紛争処理法第36条第1項により調停を打ち切り、本事件は終結した。

3 温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件

（平成23年（調）第3号事件）

（1）事件の概要

平成23年9月16日、国内の住民等108人及び法人等3団体から、電力会社等11社を相手方（被申請人）として、調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。大気中の温室効果ガスの濃度がこのまま放置されて上昇し、地球の平均気温が2度以上上昇した場合には、異常気象に伴う洪水、疫病、熱中症などをもたらすほか、多くの種の絶滅を招き、地球に住む人々の生命、身体、自然生態系に深刻な打撃を与えることを理由として、被申請人らに対し、各自事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減することを求めるものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、手続を進めた結果、平成23年11月28日、本件申請は公害紛争処理法第26条第1項に基づく調停申請として不適法であり、かつ、その欠陥を補正することができないものであると判断し、本件申請を却下する旨の決定を行い、本事件は終結した。

4 温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件

（平成23年（調）第4号事件）

（1）事件の概要

平成23年9月16日、大阪府及び兵庫県の住民9人から、電力会社等11社を相手方（被申請人）として、大阪府公害審査会に対し調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。大気中の温室効果ガスの濃度がこのまま放置さ

れて上昇し、地球の平均気温が2度以上上昇した場合には、異常気象に伴う洪水、疫病、熱中症などをもたらすほか、多くの種の絶滅を招き、地球に住む人々の生命、身体、自然生態系に深刻な打撃を与えることを理由として、被申請人らに対し、各自事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減することを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

大阪府知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、関係する33都道府県知事に対し連合審査会の設置について協議したが、協議が調わなかったため、同条第5項の規定により、平成23年10月4日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付した。

公害等調整委員会は、手続を進めた結果、平成23年11月28日、本件申請は公害紛争処理法第26条第1項に基づく調停申請として不適法であり、かつ、その欠陥を補正することができないものであると判断し、本件申請を却下する旨の決定を行い、本事件は終結した。

5 長野県における不法投棄に係る廃棄物処理調停申請事件

(平成24年(調)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成23年11月15日、埼玉県産業廃棄物処理業者から、長野県及び長野県等に所在する建設会社等9社を相手方(被申請人)として、調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人長野県が申請人に対し、合理的な根拠のない過大な数量の廃棄物等の引取りを求めてきたとして、申請人には長野県内の事業所(廃棄物等の保管場所)から汚染土壌混じりの廃棄物等を搬出処分する義務がないことを確認する等とした上で、仮に申請人が廃棄物を搬出して管理型処分場に処分する場合は、被申請人長野県は、損害賠償金として処理1トン当たり3万円を支払うことや、その他の被申請人に対して一定量の廃棄物の搬出及び適切な処理又は処分を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

埼玉県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、関係する4都道府県知事に対し連合審査会の設置について協議したが、協議が調わなかったため、同条第5項の規定により、平成24年1月16日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付した。

公害等調整委員会は、手続を進めた結果、平成24年3月5日、本件申請は公害紛争処理法第26条第1項に基づく調停申請として不適法であり、かつ、その欠陥を補正することができないものであると判断し、本件申請を却下する旨の決定を行い、本事件は終結した。

6 温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件

(平成24年(調)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成24年3月14日、国内の住民等35人から、電力会社等11社を相手方(被申請人)として、調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。大気中の温室効果ガスの濃度がこのまま放置されて上昇し、地球の平均気温が2度以上上昇した場合には、異常気象に伴う洪水、疫病、熱中症などをもたらすほか、多くの種の絶滅を招き、地球に住む人々の生命、身体、自然生態系に深刻な打撃を与えることを理由として、被申請人らに対し、各自事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減することを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、手続を進めた結果、平成24年3月26日、本件申請は公害紛争処理法第26条第1項に基づく調停申請として不適法であり、かつ、その欠陥を補正することができないものであると判断し、本件申請を却下する旨の決定を行い、本事件は終結した。

7 大津市における汚染土壌の処理による水質汚濁被害調停申請事件

(平成24年(調)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成24年3月29日、滋賀県大津市の住民231人から、香川県及び大津市を相手方(被申請人)として、調停を求める申請があった。

申請の内容は、以下のとおりである。申請人らは、香川県土庄町豊島の汚染土壌の処理事業を落札した会社が、大津市内の同社工場において豊島の汚染土壌を水洗浄処理する際に、同社工場では重金属の処理が十分期待できず、汚染土壌に含まれる有害物質の処理が不十分のまま、濁水とともに農業用水や生活用水として活用されている工場直下の川に流入する可能性が極めて高く、また、これら有害物質が地下水を汚染すれば周辺住民の生命、健康、財産に重大な被害が生じるおそれがあることから、被申請人香川県に対し、①豊島から汚染土壌を搬出しないこと、②同社との契約を解除すること、被申請人大津市に対し、③豊島及び処理工場の汚染土壌のサンプル採取、立入調査及び工場直下を流れる川の水質モニタリングの実施などを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

滋賀県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、関係する香川県知事に対し連合審査会の設置について協議したが、協議がととのわなかったため、同条第5項の規定により、平成24年3月29日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付した。

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、手続を進めている。

第 2 節 平成 23 年度に係属した裁定事件

平成23年度中に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、24件であり、これらに前年度から繰り越された37件を加えた計61件が23年度に係属した。このうち17件が23年度に終結し、残り44件が24年度に繰り越された（表 1－2－1）。

1 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

（平成18年（セ）第2号事件・平成20年（セ）第4号事件）

(1) 事件の概要

平成18年7月24日、茨城県神栖市等の住民34人から、国（代表者内閣総理大臣）及び茨城県を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの健康被害、財産及び精神的損害は、居住する地区の井戸水から検出されたヒ素によるものであり、その原因は、旧日本軍が第二次世界大戦中に保有した毒ガスないし毒ガス原料が、戦後投棄されたことにあるところ、被申請人国には、毒ガス原料等の高度な法的管理保管義務の不履行があり、被申請人県には、平成11年に近傍の井戸において高濃度のヒ素が検出されていたことを把握していたにもかかわらず必要な調査等を怠った規制権限不履行があるとして、被申請人らに対し、連帯して、各申請人に対する損害賠償金300万円（一部請求）の支払を求めるものである。

その後、平成20年9月29日、同一原因による被害を主張する住民5人から参加の申立てがあり（平成20年（セ）第4号事件）、裁定委員会は、同年11月11日、これを許可した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、17回の審問期日を開催するとともに、平成19年11月1日及び20年3月10日、ヒ素による健康被害等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員5人を選任し、現地調査等、現地証拠調べ、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

なお、専門委員1人は、死亡により、平成21年11月1日付けで解任された。

2 上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

（平成18年（セ）第3号事件・平成22年（調）第1号事件）

(1) 事件の概要

平成18年8月17日、埼玉県上尾市の住民2人から、隣接の理・美容院経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成9年2月頃に建築した被申請人の社屋及びその敷地内に設置されたエアコンの室外機等から生じる騒音及び低周波音並びに被申請人従業員らの話し声や車のエンジン音などにより、強い不快感や不眠症に悩まされるなど、日常生活に多大な支障を被り、そのために多大な心痛や身体的苦痛を受けている。これらを理由として、被申請人に対し、過去に受けた損害の賠償金

468万円及びこれに対する平成18年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員、また、将来の損害につき同日から騒音等が基準値を下回る日まで、1日あたり合計金3,000円の割合による金員の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、埼玉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、平成18年11月6日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成22年1月8日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成22年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。平成23年9月15日、第3回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

3 筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成20年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成20年9月12日、福岡県筑紫野市の住民ら117人から、福岡県筑紫野市において産業廃棄物処分場を管理・運営している産業廃棄物処理業者及び福岡県を相手方(被申請人)として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている水質環境の悪化等の被害は、被申請人会社が管理・運営している廃棄物処分場からの水質汚濁物質の垂れ流し及び被申請人県の不適切な指導監督によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、8回の審問期日(2回の現地期日を含む。)を開催するとともに、平成22年6月17日、生活用水等の汚染に関する専門的事項について調査するため、専門委員1人を選任したほか、現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

4 東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件

(平成20年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成20年9月30日、東京都及び埼玉県の住民ら8人から、東京都23区及び東京二十三区清掃一部事務組合を相手方(被申請人)として、原因裁定を求める申請があつ

た。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている生活環境の悪化及び健康被害等の発生は、被申請人東京都23区及び被申請人東京二十三区清掃一部事務組合の事業活動及び同被申請人らによる清掃工場から排出される大気汚染物質が原因である、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、12回の審問期日を開催するとともに、平成22年1月28日、本事件に関する専門的事項を調査するため専門委員1人を選任し、委託調査を実施するなど、手続を進めている。

5 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成21年6月17日、仙台市から、石油会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有する土地における土壌汚染及び地下水汚染は、被申請人が所有する隣接地の汚染の影響を受けたものであり、かつ、その汚染は当該隣接地において被申請人が行った事業活動等による、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、8回の審問期日(1回の現地期日を含む。)を開催するとともに、平成21年10月15日、土壌汚染と地下水汚染に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査、参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成23年4月18日、本件申請を認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成21年(ゲ)第3号

仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

申請人が所有する別紙物件目録1記載の水路敷におけるベンゼンによる土壌汚染及び地下水の水質汚濁の原因は、被申請人がその所有する別紙物件目録2及び3記載の各土地において行った給油所の事業活動によるものである。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人が所有する公有財産である水路敷における土壌汚染及び地下水の水質汚濁の原因は、被申請人がその所有する旧沖野給油所敷地において行った事業活動または被

申請人が事業活動の一環として実施した給油所解体工事によるものである、との裁定を求める。

2 被申請人

申請人の本件申請を棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人が公有財産として所有する別紙物件目録記載1の土地（以下「本件水路敷」という。）の土壌及び地下水に、それぞれ土壌汚染対策法施行規則上の土壌溶出量基準及び地下水基準（いずれも0.01mg/Lであり、以下ではこの数値を「基準値」という。）を超過するベンゼンの汚染が検出されたところ、これらの汚染は、被申請人がその所有する別紙物件目録記載2及び3の各土地（以下、これらの土地を併せて「本件給油所敷地」という。）において行った給油所の事業活動または被申請人が事業活動の一環として実施した給油所解体工事のいずれかが原因となって生じたものであると主張して、申請人がその旨の原因裁定を求める事案である。

これに対し、被申請人は、主に、その因果関係を争っている。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）

6 深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第6号事件）

(1) 事件の概要

平成21年7月3日、埼玉県深谷市の住民1人から、合成樹脂加工等の会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の工場から発生する騒音と低周波音のために、工場周辺に居住する申請人は不眠や食欲不振等の健康被害を受け、また、住居を離れた生活を余儀なくされたとして、被申請人に対し、損害賠償金3,265万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、6回の審問期日を開催するとともに、平成21年11月16日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど手続を進めている。

7 播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第7号事件）

(1) 事件の概要

平成21年7月22日、兵庫県姫路市の住民2人から、電力会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が操業する火力発電所から排出された温排水の影響により、申請人らが養殖するノリの品質低下及び生産量減少が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計5,000万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の現地期日を開催するとともに、平成22年1月1日、ノリの生理・病理、生育環境、色落ち等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成23年4月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成21年（セ）第7号	
播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件	
裁 定	
(当事者の表示省略)	
主 文	
申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。	
事 実 及 び 理 由	
第1	当事者の求める裁定
1	申請人ら
	被申請人は、申請人Aに対し金4400万円を、申請人Bに対し金600万円を、それぞれ支払え。
2	被申請人
	主文同旨
第2	事案の概要
	本件は、ノリ養殖業を営んでいた申請人らが、被申請人が稼働させている姫路第一発電所及び姫路第二発電所から放出された温排水によって、申請人らのノリ漁場区画におけるノリの生育に影響が生じ、損害が発生したとして、責任裁定の申請をした事案である。
	(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

8 熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成21年（ゲ）第9・10号事件)

(1) 事件の概要

平成21年9月18日、熊本県南関町の住民2人から、熊本県南関町を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら及びその家族等が使用している井戸水の汚濁は、被申請人が発注した道路工事によるものである、との原因裁定を求めるものである。

同年10月8日、同一原因による被害を主張する熊本県の法人1社から参加の申立てがあり（平成21年（ゲ）第10号事件）、裁定委員会は、同年11月9日、これを許可した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、5回の審問期日（1回の現地期日を含む。）を開催するとともに、平成22年6月23日、井戸水の水質等の分析に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

9 横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（平成21年（ゲ）第13号事件）

(1) 事件の概要

平成21年11月16日、神奈川県横浜市の住民1人から、飲食店と国（代表者国土交通大臣）を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が受けている、圧迫感などの身体的及び精神的な健康被害は、被申請人が経営する飲食店に設置されている大型換気扇等から発生する低周波音と、被申請人国が管理している道路を自動車が行き交う際に発生する低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、平成22年7月8日、低周波音等と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

10 入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第10号事件）

(1) 事件の概要

平成21年11月20日、埼玉県入間市の住民2人から、薬品等製造会社、不動産会社、工場土地所有者らを相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが所有し操業する工場から発生する騒音により、申請人らは体調不良及び自律神経の失調などの健康被害が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して損害賠償金合計807万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、5回の審問期日

（２回の現地期日を含む。）を開催するとともに、平成22年６月23日、騒音等と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、現地調査、申請人ら本人及び被申請人ら本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成23年11月28日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成21年（セ）第10号	
入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件	
裁	定
（当事者の表示省略）	
主	文
本件申請をいずれも棄却する。	
事 実 及 び 理 由	
第1	当事者の求める裁定
1	申請人ら
(1)	被申請人らは、申請人Aに対し、連帯して480万円を支払え。
(2)	被申請人らは、申請人Bに対し、連帯して327万円を支払え。
2	被申請人ら
	本件申請をいずれも棄却する。
第2	事案の概要
	本件は、①申請人ら宅の隣地に所在する発熱剤を製造する工場（以下「本件工場」という。）を操業する被申請人株式会社C（以下「被申請人C」という。）が、本件工場内に設置した機械の稼働に伴って発生させた騒音、低周波音（以下、これらを併せて「本件騒音等」という。）及び振動（以下、本件騒音等と併せて「本件騒音・振動等」という。）を申請人ら宅内に伝搬させて、申請人らに受忍限度を超える被害を与え、②本件工場が入る建物（以下「本件建物1」という。）を所有し、これを被申請人Cに賃貸した被申請人D（以下「被申請人D」という。）及び被申請人Dと被申請人Cとの間の本件建物1についての賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を仲介した被申請人有限会社E（以下「被申請人E」という。）が、それぞれ、本件騒音・振動等により、申請人らに受忍限度を超える被害を与えないように必要な防音・防振対策を施すなどの注意義務を負っていたにもかかわらず、これを懈怠したとして、申請人らが、被申請人らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償として、連帯して、慰謝料の支払を求める事案である。
	（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）

11 高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件

（平成21年（ゲ）第14号事件）

（1）事件の概要

平成21年12月10日、群馬県高崎市の住民２人から、近隣に住む住民、住宅の施工会社及び給湯器製造会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があつ

た。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが受けている不眠・吐き気・めまい・頭痛等の健康被害は、被申請人住民が給湯器を稼働させ続ける行為、同施工会社及び同給湯器製造会社らが給湯器の設置場所・運転に関する適切な対策を行わなかった不作為に起因するものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、群馬県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審問期日を開催するとともに、平成22年11月15日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めたが、平成23年6月10日、申請人らから都合により申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本事件は終結した。

12 渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(平成21年(セ)第11号事件)

(1) 事件の概要

平成21年12月24日、東京都渋谷区の住民1人から、グラフィックデザイン業者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が発生させる作業音のために、同じマンションに住む申請人は不眠やストレスによる体調不良等の健康被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金261万4,718円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、5回の審問期日を開催するとともに、現地調査、申請人本人及び被申請人本人並びに参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成23年6月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成21年(セ)第11号	
渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件	
裁 定	
(当事者の表示省略)	
主 文	
本件裁定申請を棄却する。	
事 実 及 び 理 由	
第1	当事者の求める裁定
1	申請人ら 被申請人は、申請人に対し、261万4718円を支払え、との裁定を求める。
2	被申請人ら
(1)	本案前の答弁

- 本件裁定申請を却下する，との裁定を求める。
- (2) 本案の答弁
- 本件裁定申請を棄却する，との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は，東京都渋谷区内のマンションに居住する申請人が，その直上階で事業活動をしていた被申請人が発生させた騒音により，肉体的・精神的苦痛を受けたと主張して，被申請人に対し，民法709条に基づき，損害賠償として合計261万4718円の支払を求めている事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

13 神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件

(平成22年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成22年4月5日、佐賀県神崎市の住民1人から、国(代表者農林水産大臣)を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が筑後川下流の農業水利工事を行った際、バイブロハンマーを使用した矢板打設工事により、申請人宅に長時間振動を与え、新築家屋のコンクリート基礎や壁にひび割れ等の被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金3,600万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、平成22年11月15日、建築構造に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するほか、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

14 福岡県遠賀町におけるペット火葬場大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成22年(セ)第2・9号事件)

(1) 事件の概要

平成22年4月28日、福岡県遠賀町等の住民2人から、福岡県、遠賀町、遠賀町農業委員会、遠賀中間地域広域行政事務組合を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人県らの不適切な指導監督等のため、申請外会社が運営していたペット火葬場の操業に伴う煙、悪臭、騒音により、申請人らに健康被害等が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して損害賠償金合計

4,300万円等の支払を求めるものである。

同年10月25日、同事件に関連して、同事件申請人らより、新たに福岡県知事外3名を被申請人として、連帯して損害賠償金合計2,470万円等の支払を求める申請があり（平成22年（セ）第9号事件）、平成23年2月23日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成23年5月12日、平成22年（セ）第2号事件のうち遠賀町農業委員会に対する申請を却下するとともに、その他の本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成22年（セ）第2号	
福岡県遠賀町におけるペット火葬場大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件（第1事件）	
公調委平成22年（セ）第9号	
福岡県遠賀町におけるペット火葬場大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件（第2事件）	
裁 定	
（当事者の表示省略）	
主 文	
1 第1事件の申請のうち、申請人らの被申請人遠賀町農業委員会に対する申請を却下する。	
2 申請人らの第1事件のその余の申請及び第2事件の申請をいずれも棄却する。本件裁定申請を棄却する。	
事 実 及 び 理 由	
第1 当事者の求める裁定	
1 第1事件	
(1) 申請人ら	
ア 被申請人らは、申請人Aに対し、連帯して3950万円及びこれに対する平成22年4月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、との裁定を求める。	
イ 被申請人らは、申請人Bに対し、連帯して350万円及びこれに対する平成22年4月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、との裁定を求める。	
(2) 被申請人福岡県及び被申請人遠賀町	
主文第2項と同旨	
(3) 被申請人遠賀町農業委員会	
主文第1項と同旨	
(4) 被申請人遠賀・中間地域広域行政事務組合	
ア 本案前の答弁	
本件申請を却下する、との裁定を求める。	
イ 本案の答弁	
主文第2項と同旨	
2 第2事件	
(1) 申請人ら	
ア 被申請人らは、申請人Aに対し、連帯して2370万円及びこれに対する平成22年10月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、との裁定を求める。	
イ 被申請人らは、申請人Bに対し、連帯して100万円及びこれに対する平成22年10月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、との裁定を求める。	
(2) 被申請人C	
主文第2項と同旨	
第2 申請人らの主張	

申請人らの主張は、別紙平成22年4月23日付け責任裁定申請書（写）、同申請人主張要約書（写）、同反論書その1（写）、同反論書その2（写）、同反論書その3（写）、同平成22年10月22日付け責任裁定申請書（写）、同反論書その4（写）、同反論書その5（写）及び同反論書その6（写）各記載のとおりである。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）

15 島根県吉賀町におけるトンネル工事によるヒ素汚染漁業被害原因裁定申請事件 （平成22年（ゲ）第2号事件）

（1）事件の概要

平成22年5月17日、島根県高津川流域の漁業協同組合から、島根県を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。吉賀町高津川水系福川川支流に生息する水棲動植物が減少し、また、申請人が増殖事業で放流しているヤマメ等の減少、他の支流（河川）への逃避現象が生じたのは、被申請人が施工したトンネル工事で発生した土砂や湧水にヒ素が含まれていることによるものである、との原因裁定を求めるものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、島根県知事に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めたが、平成23年5月26日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本事件は終結した。

16 文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件 （平成22年（ゲ）第3号事件）

（1）事件の概要

平成22年5月27日、東京都文京区において国指定の重要文化財（建物）を所有・管理する公益法人から、不動産会社及び建設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。当該重要文化財（建物）の書院の壁のひび割れ（クラック）が広がり、壁土が落ちたのは、被申請人らが開発・建設を進めているマンション計画の工事に伴う振動によるものである、との原因裁定を求めるもの

である。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成22年9月16日、伝統木造建築の構造に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任し、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

17 宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件

(平成22年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成22年6月2日、宮崎県宮崎市の住民1人から、宮崎県を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が行った国道バイパスの盛土工事により生じた粉じんによって日照不足が生じたり、固化剤等で申請人が管理する農地の土壌が汚染され、ビニールハウスのトマトの生育障害の被害が発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金920万8,131円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の現地期日を開催するとともに、平成22年11月15日、土壌成分と植物の生育に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任し、現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成24年3月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成22年(セ)第3号	
宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件	
裁 定	
(当事者の表示省略)	
主 文	
申請人の本件裁定申請を棄却する。	
事 実 及 び 理 由	
第1	当事者の求める裁定
1	申請人
	被申請人は、申請人に対し、金920万8131円を支払え。
2	被申請人
	主文同旨
第2	事案の概要
	本件は、トマト栽培農家である申請人が、被申請人の実施した国道269号加納バイパスの盛土工事による粉じんや固化剤等の影響でトマトの生育阻害が生じ、損害が発生した

として、損害賠償金の支払を求める責任裁定の申請をした事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

18 宮崎市における交通騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(平成22年(セ)第4号事件・平成24年(調)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成22年6月29日、宮崎県宮崎市の住民2人から、国(代表者国土交通大臣)及び宮崎県を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが管理している道路からの交通騒音により、申請人らは、所有する財産の価値が低下し、睡眠障害等の健康被害を受けたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計7,701万7千円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成24年2月22日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成24年(調)第2号事件)、裁定委員会が自ら処理することとし、手続を進めている。

19 文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件

(平成22年(セ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成22年7月23日、東京都文京区の住民2人から、建物解体会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が行ったマンション解体工事の際に発生した騒音、振動及び粉じんにより、申請人らは、突発性難聴の発症等の健康被害、申請人ら宅建物の損傷等を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金261万6,566円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審問期日を開催するとともに、平成22年11月29日、振動等による心身や構造物への影響に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査、

申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成23年12月20日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成22年（セ）第5号	
文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件	
裁 定	
(当事者の表示省略)	
主 文	
1	被申請人は、申請人Aに対し、44万8498円を支払え。
2	被申請人は、申請人Bに対し、10万円を支払え。
3	申請人らのその余の申請をいずれも棄却する。
事 実 及 び 理 由	
第1	当事者の求める裁定
1	申請人ら
(1)	被申請人は、申請人Aに対し、181万9366円を支払え。
(2)	被申請人は、申請人Bに対し、79万7200円を支払え。
2	被申請人
	本件申請をいずれも棄却する。
第2	事案の概要
	本件は、申請人らが、被申請人が施工したマンション解体工事に起因する振動（以下「本件振動」という。）、騒音（以下「本件騒音」という。）及び粉じん（以下「本件粉じん」という。）、本件振動及び本件騒音と併せて「本件振動等」という。）により、財産的損害及び肉体的・精神的損害を被ったと主張して、被申請人に対し、不法行為に基づき、それぞれ損害の賠償を求める事案である。
	(以下省略)

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）

20 葛飾区におけるマンション工事による振動被害等責任裁定申請事件

（平成22年（セ）第6号事件）

(1) 事件の概要

平成22年7月23日、東京都葛飾区の住民1人から、不動産会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が開発を進めていたマンション建設工事に伴い発生した振動等により、申請人の自宅建物の損傷等の被害が発生し、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金1,000万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、

平成23年9月26日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成22年（セ）第6号	
葛飾区におけるマンション工事による振動被害等責任裁定申請事件	
裁 定	
(当事者の表示省略)	
主 文	
本件裁定申請を棄却する。	
事 実 及 び 理 由	
第1	当事者の求める裁定
1	申請人
	被申請人は、申請人に対し、1000万円を支払え、との裁定を求める。
2	被申請人
	主文と同旨
第2	事案の概要
	本件は、被申請人が建築主として行った葛飾区内のマンション建設工事に関し、建設現場付近に居住する申請人が、被申請人が施工業者に対する適切な指導監督を怠ったため、工事中に発生した振動により自宅建物が損傷したと主張して、被申請人に対し、民法716条ただし書に基づき、1000万円の損害賠償を求めている事案である。
	(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

21 中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(平成22年（セ）第7号事件)

(1) 事件の概要

平成22年8月20日、東京都中野区の住民2人から、道路会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が設置した道路換気所から発生する低周波音により、申請人らは不眠症等の健康被害を受け、他所の賃貸マンションに転居せざるを得なくなったとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1,234万5,006円及び遅延損害金の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、平成22年11月29日、低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

22 葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

（平成22年（ゲ）第4号事件）

（1）事件の概要

平成22年9月9日、東京都葛飾区の住民1人から、通信会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の頭痛、耳鳴り、不眠等の健康被害は、申請人宅の隣地にある被申請人の基地局内外に設置された電気通信設備から生ずる騒音又は振動（低周波騒音及び低周波振動を含む。）によるものである、との原因裁定を求めるものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成23年2月8日、騒音及び振動（低周波を含む。）と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

23 小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件

（平成22年（セ）第8号事件）

（1）事件の概要

平成22年10月7日、東京都小平市の住民1人から、公衆浴場経営者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の公衆浴場の煙突から発生する異臭ガスにより、申請人は咽頭炎等の健康被害を受けた外、仕事ができないことによる財産上の損害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金200万5,370円の支払を求めるものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

24 川口市における住宅工事に伴う大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件

（平成22年（ゲ）第5号事件・平成23年（調）第5号）

（1）事件の概要

平成22年11月8日、埼玉県川口市の住民1人から、住宅施工会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の体に障害が起きたのは、被申請人が施工した住宅建築工事で、木くず、化学物質、臭いを発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、

本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成 23 年 10 月 18 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（平成 23 年（調）第 5 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年 11 月 21 日、第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、原因裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

25 多摩市における道路交通振動による財産被害等原因裁定申請事件

（平成22年（ゲ）第6号事件）

（1）事件の概要

平成22年11月12日、東京都多摩市の住民1人から、東京都を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に、所有家屋の損傷被害及び睡眠障害の健康被害が生じたのは、申請人宅前の都道から発生する道路交通振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、平成23年4月22日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本事件は終結した。

26 鎌ケ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

（平成22年（ゲ）第7号事件）

（1）事件の概要

平成22年12月2日、千葉県鎌ケ谷市の住民1人から、医療法人と同法人の経営者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が健康被害を生じたのは、被申請人医療施設の厨房のボイラーから発生する機械騒音、低周波音及び振動並びにエアコン室外機の音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成23年5月16日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

27 松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件

（平成22年（セ）第10号事件）

（1）事件の概要

平成22年12月6日、千葉県松戸市の住民1人から、建設会社を相手方（被申請

人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が施工した建築工事から発生した作業騒音により、申請人は不眠症の健康被害及び転居費用等の財産上の被害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金180万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

28 焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件

(平成22年(セ)第11号事件)

(1) 事件の概要

平成22年12月27日、静岡県焼津市の住民1人から、金属加工会社、焼津市及び静岡県を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人金属加工会社が操業する工場からの騒音・振動並びに被申請人市及び県の不適切な対応により、申請人が肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して損害賠償金300万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

29 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成23年2月4日、沖縄県宮古島の住民1人とエコツアー企画運営会社1社から、宮古島市を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が実施した海中公園の建設工事に伴い、周辺海域において申請人らが保全活動を行っているサンゴがへい死したところ、申請人住民が、工事を監視するために水中調査を行うなど、経済的、精神的、健康的負担を強いられ、申請人会社が、企画したエコツアーの中止を余儀なくされたのは、被申請人が工事関連法令を遵守しなかったこと等のため工事現場から赤土等を流出させた水質汚濁によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、沖縄県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、平成23年7月15日、サンゴの被害状況の把握及び工事の影響の判断等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局によ

る現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

30 千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成23年2月21日、東京都江戸川区の不動産会社から、鉄道会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が運行する列車から発生する騒音等により、申請人所有の賃貸マンションの居住者が、睡眠妨害、会話妨害等の生活妨害を受けていることから、申請人は、空き室の発生、賃料の減額、賃借人からの苦情への対応等の被害を生じているとして、被申請人に対し損害賠償金日額9,000円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成23年8月23日、鉄道騒音等の影響に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

31 寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第2号事件・平成24年(ゲ)第2号)

(1) 事件の概要

平成23年3月1日、大阪府、奈良県及び京都府の住民51人から、廃プラスチック処理会社と北河内4市リサイクル施設組合を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている皮膚症状、粘膜刺激症状、神経系の機能障害等を中心とする健康被害は、被申請人らの廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質によるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、平成24年1月25日、大阪府寝屋川市の住民11人から、同内容の原因裁定を求める申請があり(平成24年(ゲ)第2号)、平成24年2月6日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、平成23年10月1日、廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質と健康被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員3人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

32 中央区における飲食店からの騒音被害原因裁定申請事件

（平成23年（ゲ）第3号事件・平成23年（調）第2号）

（1）事件の概要

平成23年3月2日、東京都港区の住民1人から、レストラン運営会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の平穏な生活が奪われ、精神的損害を受けているのは、申請人宅の向かいで被申請人が営業するレストランから発生する来店客の喚声等によるものである、との原因裁定を求めるものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成23年9月12日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（平成23年（調）第2号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年9月26日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、原因裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

33 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件

（平成23年（ゲ）第4号事件）

（1）事件の概要

平成23年3月7日、長崎県島原市の食品製造会社から、畜産会社3社及び畜産事業者1人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が食品製造に使用している井戸から硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたのは、被申請人らが開設した養豚場等から排出されたし尿によるものである、との原因裁定を求めるものである。

（2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、平成23年8月23日、養豚場から排出されるし尿と地下水汚染の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

34 芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件

（平成23年（セ）第2号事件）

（1）事件の概要

平成23年3月10日、兵庫県芦屋市の住民1人から、不動産会社及び建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが施工したマンション建設工事の騒音・振動により、申請人は自律神経失調症を発症した外、家屋への損害、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金342万7,720円の

支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成23年8月29日、マンション建設工事による騒音・振動と健康被害及び家屋の損傷との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

35 吹田市におけるマンション工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成23年4月21日、大阪府吹田市の住民8人から、マンション分譲会社4社及び建設会社1社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが施工した団地解体工事及びマンション建設工事から発生する騒音・振動により、申請人らは家屋の損傷や肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、申請人各自に損害賠償金330万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するなど、手続を進めている。

36 羽生市における医療廃棄物による土壌汚染財産被害責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成23年4月22日、埼玉県羽生市の住民1人から、土地・建物の売主を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が、被申請人から土地・建物を購入し、居住したところ、本件土地内で発見された医療廃棄物等により、土壌汚染の可能性があり、今後も住居として利用するためには、土壌検査及び土壌の入替えが不可避であるとして、被申請人に対し、損害賠償金1,017万6,000円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するなど、手続を進めたが、平成24年1月30日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本事件は終結した。

37 高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成23年6月16日、大阪府高槻市の住民2人から、不動産会社1社及び賃貸住宅所有者1人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが両側感音難聴を発症したほか、不眠症、長期間の睡眠妨害による精神的・肉体的苦痛を受けたのは、被申請人らの管理・所有する賃貸住宅に設置されたエアコン室外機から発生する騒音及び低周波によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、大阪府公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、平成23年11月28日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

38 伊勢崎市における道路振動等による財産被害責任裁定申請事件

（平成23年（セ）第5号事件）

(1) 事件の概要

平成23年6月17日、群馬県伊勢崎市の住民1人から、伊勢崎市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の管理する道路から発生する振動等によって、申請人宅の塀や擁壁に亀裂が生じたなどとして、被申請人に対し、損害賠償金162万488円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、群馬県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設けたが、平成23年9月14日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、本件は終結した。なお、群馬県公害審査会に係属していた調停事件についても、平成23年11月2日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本調停事件は終結した。

39 原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害責任裁定申請事件

（平成23年（セ）第6号事件）

(1) 事件の概要

平成23年6月21日、東京都練馬区の住民1人から、電力会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。東日本大震災による原子力発電所の設備の損壊により、申請人は特別区において、大気等からの放射線被曝を低減等するため、

マスクの着用、浄水器の使用、重要な財産の住居外への移動及び3日にわたる避難を余儀なくされ、また、精神的苦痛を受け、健康に係る身体上の利益を侵害されたとして、損害賠償金12万7,419円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成23年7月28日、平成23年（ゲ）第6号を併合し、手続を進めている。

40 原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害原因裁定申請事件

（平成23年（ゲ）第6号事件）

(1) 事件の概要

平成23年6月21日、東京都練馬区の住民1人から、電力会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。特別区における大気等からの放射性物質の検出及び申請人が受けた放射線被曝は、いずれも被申請人が開設した原子力発電所における原子炉の運転等に際して排出された核燃料物質等の大気汚染によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成23年7月28日、平成23年（セ）第6号事件に併合し、手続を進めている。

41 港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁定申請事件

（平成23年（セ）第7号事件）

(1) 事件の概要

平成23年7月14日、東京都港区の住民1人から、土地信託会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の管理する建物内地下室にある換気・排気用ダクトモーターから発生する騒音により、申請人はストレスを8年間受け続け、平穏な生活ができず、居住に不適切な環境におかれたとして、損害賠償金100万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

42 八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定申請事件

（平成23年（セ）第8号事件）

(1) 事件の概要

平成23年7月22日、埼玉県八潮市の住民1人から、埼玉県及び建設会社3社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが施工した県道工事による振動及び地下水くみ上げにより、申請人家屋が損壊する被害及び肉体的・精神的苦痛を受けたとして、損害賠償金2,160万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

43 名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第9号事件)

(1) 事件の概要

平成23年7月22日、愛知県名古屋市の住民4人から、名古屋市、道路公社1社及び鉄道会社3社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの経営又は勤務するガソリンスタンドの近くで、被申請人らが管理等を行う市道と鉄道線路の鉄橋、高速道路高架により、鉄道騒音等が増幅されることにより、申請人らは、列車が走行するたびに異常な騒音、振動に悩まされ、頭痛、めまい、睡眠障害などによる精神的苦痛を受けているとして、各申請人に対し損害賠償金500万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、平成24年1月20日、鉄道及び道路からの騒音、振動に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

44 加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定嘱託事件

(平成23年(ゲ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成23年9月7日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、さいたま地方裁判所から、原因裁定を求める嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。埼玉県加須市の住民1人(原告)が所有する土地の地盤沈下及び地上建物の柱・床・塀の傾斜、外壁・内壁・土間・塀等に亀裂が生じたのは、同市住民2人(被告ら)が、昭和52年頃以降において、原告所有地の境界線から110cmの地点に設置した井戸から地下水を汲み上げたことによるものであるかについて、原因裁定を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成23年12月15日、地下水の汲上げと地盤沈下との間の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

45 富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件
(平成23年（ゲ）第8号事件)

(1) 事件の概要

平成23年9月20日、静岡県富士市の住民2人から、医療施設運営会社及び医療法人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが被った自律神経失調症、動悸、めまい、不眠症等の症状は、被申請人らが開設した医療施設の空調室外機、排気ダクト、ポンペ等から発生する騒音・低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成23年12月12日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

46 茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件
(平成23年（セ）第10号事件)

(1) 事件の概要

平成23年9月29日、神奈川県茅ヶ崎市の住民1人から、スーパーマーケット経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に隣接する被申請人経営のスーパーマーケットに設置されたコンプレッサー等の機器から発生する騒音及び低周波音、並びに商品搬入のカーターの音、冷蔵庫の開け閉めの音、人の声、荷捌きの音等により、健康障害及び精神的苦痛を受けたとして、損害賠償金432万7,800円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成24年1月10日、騒音及び低周波音に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

47 鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件
(平成23年（ゲ）第9号事件)

(1) 事件の概要

平成23年11月29日、鹿児島県西之表市の住民13人から、土地開発会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが沿岸漁業を営んでいる馬毛島周辺の海域において、トコブシ、アサヒガニ等海産物の漁獲量が減少し、漁業被害を受けたのは、被申請人が施工している飛行場建設工事において森林伐採を行った結果、

土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

48 栃木県野木町における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件

(平成23年（セ）第11号事件)

(1) 事件の概要

平成23年11月30日、栃木県野木町の住民1人から、不動産会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が、被申請人からマンションを購入し、居住したところ、敷地内に産業廃棄物が埋設されていたことから、土地が隆起し、強度の悪臭、薬品臭がするなど、土壌汚染により不安な毎日を送っており、こうした事実を知らされていれば購入しなかったとして、被申請人に対し、損害賠償金3,757万6,000円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

49 岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件

(平成23年（セ）第12号事件)

(1) 事件の概要

平成23年12月8日、岐阜県笠松町の住民1人から、岐阜県、食品会社4社及び惣菜製造事業協同組合1者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人4社が共同で設立し、被申請人岐阜県が設立の承認及び融資をした協同組合が操業している惣菜製造工場から発生する騒音及び悪臭により、申請人は生活が困難となり転居を余儀なくされた外、肉体的、精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金3,782万4,895円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

50 福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件

(平成23年（ゲ）第10号事件)

(1) 事件の概要

平成23年12月20日、福岡県朝倉市の川海苔製造販売会社2社から、独立行政法人

水資源機構を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが黄金川で養殖を行っているスイゼンジノリの生産量の減少及び質の悪化は、被申請人が寺内ダム建設事業によって行った工事及びその後の管理により、河川の水量が減少したために富栄養化が進み水質の悪化をもたらすとともに、水量不足を補うためにくみ上げられた地下水の水質が以前とは異なることによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

51 甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

（平成23年（セ）第13号事件）

(1) 事件の概要

平成23年12月27日、山梨県甲州市の住民1人から、清涼飲料水製造会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に隣接するミネラルウォーター製造工場から発生する騒音・低周波音により、申請人は頭痛、耳鳴り等の健康被害を受けており、また、勤務先を相当日数欠勤せざるを得なかったとして、被申請人に対し、損害賠償金21万5,270円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、山梨県知事に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

52 沼津市における工場からの騒音・振動被害原因裁定申請事件

（平成23年（ゲ）第11号事件）

(1) 事件の概要

平成23年12月27日、静岡県沼津市の住民1人から、建設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が長年騒音・振動に苦しめられてきたのは、被申請人が、遮蔽物のない加工場において建築部材の加工作業等を行い、切削・打撃音、加工部材の積み下ろし等による騒音・振動を発生させてきたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

53 安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

（平成24年（ゲ）第1号事件）

(1) 事件の概要

平成24年1月23日、島根県安来市の住民1人から、建設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人所有の建物が浮き上がり、破損したのは、被申請人が隣接地の宅地造成を行った際、盛土等の圧力により造成土砂を地盤沈下させたことに伴う土圧、水圧によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

54 刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件

（平成24年（セ）第1号事件）

(1) 事件の概要

平成24年2月1日、ガソリンスタンド等を営む会社1社と愛知県日進市の住民1人から、廃棄物処理業者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人会社の隣地にある被申請人の工場の操業に伴う、リフトやユンボなどによる作業で発生する振動・騒音により、申請人会社の倉庫の壁等に亀裂が入った外、申請人個人が受忍限度を超える振動・騒音のため精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1,779万5,757円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、愛知県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

55 大田区におけるビル解体工事による騒音被害等責任裁定申請事件

（平成24年（セ）第2号事件）

(1) 事件の概要

平成24年2月15日、東京都大田区の住民1人から、不動産会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が発注したビル解体工事による騒音、振動、粉じんにより、申請人は精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金10万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

56 野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件
(平成24年(ゲ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成24年3月7日、千葉県野田市の住民3人から、産業廃棄物処理業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らがめまい、吐き気、舌のしびれ等の健康被害を受けたのは、被申請人が操業をする産業廃棄物処理施設の操業に伴って排出された化学物質によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

57 神栖市におけるビル解体工事等による振動被害原因裁定申請事件
(平成24年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成24年3月8日、茨城県神栖市の住民1人から、建物解体会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の家屋に亀裂、隙間が生じたり、アンテナ線が脱落したのは、被申請人が施工したビル及びアスファルト解体工事並びに撤去作業によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。